

議案第 4 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

法律で条例の定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができることとされている場合における当該法律に規定する者に対する当該戸籍に関する証明に係る手数料は、無料とする。

別表第 2 の 1 の項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 2 0 条第 1 項に規定する戸籍証明書」に、「交付申請」を「交付（郵送により交付する場合にあっては、交付申請）」に改め、同項の次に次のように加える。

1 の 2 戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいう。以下同じ。）の発行（規則で定める場合におけるものを除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	4 0 0 円	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 1 項に規定する戸籍電子証明書の請求のとき。
--	-----------------------	---------	--

別表第 2 の 2 の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍法第 1 2 0 条第 1 項に規定する除籍証明書」に、「交付申請」を「交付（郵送により交付する場合にあっては、交付申請）」に改め、同項の次に次のように加える。

--	--	--	--

2の2 除籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいう。以下同じ。）の発行（規則で定める場合におけるものを除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円	戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書の請求のとき。
--	---------------------	------	----------------------------------

別表第2の5の項中「又は届書」を「、届書」に改め、「記載事項の証明書」の次に「又は届書等情報（戸籍法第120条の4第1項に規定する届書等情報をいう。以下同じ。）の内容の証明書」を加え、同表の6の項中「の書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同表備考1中「1件」の次に「と、届書等情報の内容を表示したものは届書等情報1件ごとに書類1件」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（提案理由）

戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料等を定める等の必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(無料取扱い)</p> <p>第6条 <u>法律で条例の定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができることとされている場合における当該法律に規定する者に対する当該戸籍に関する証明に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(無料取扱い)</p> <p>第6条 <u>杉並区の区域内に戸籍法（昭和22年法律第224号）第6条に規定する本籍を定めていた者又は定めている者の戸籍について、法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができることとされている場合であって、当該法律に規定する者が証明書の交付を請求するときは、無料とする。</u></p> <p>2及び3 略</p>